

1 市町村社会福祉協議会への支援について

(2) 市町村社会福祉協議会体制強化サポート事業の創設

経緯又は現状・課題

市町村社会福祉協議会については、平成 18 年の介護保険制度改正、障害者自立支援法案の施行や平成 21 年度介護保険法の附則に基づく高齢者・障害者福祉の一元化等、将来を見据え、地域における在宅福祉サービスを提供しながら、セーフティネット機能を担うべき社会福祉法人である。

しかし、現状では県内の市町村社会福祉協議会には、新たに生まれてくるニーズに沿った事業を推進すべき職員が確保されていないため、幅広い事業展開が生まれにくい現状がある。

三団体の統合により、本会は、市町村社協との太いパイプに加え、宮城県福祉事業団からの高齢者・障害者施策へのノウハウ、及び宮城いきいき財団からの元気高齢者への支援のノウハウなどを活かしたサポートが可能となった。

知識・経験のある県社会福祉協議会職員を派遣することで、ノウハウを活かし、具体的な財源確保や、セーフティネット機能の基盤の整備につながる支援を県内の数ヶ所で事業展開することにより、他市町村へのモデルとなり、全県的に広めていくことができる。

提案する内容

市町村が実施主体となる市町村社会福祉協議会の体制強化のための「市町村社会福祉協議会体制強化サポート事業」を創設する。

県社会福祉協議会は、「福祉サービスコンサルティング事業」を実施し、市町村社会福祉協議会に対して職員を派遣する。市町村が派遣職員の人件費を負担し、その経費の一部を県が市町村に対して補助する。

事業内容については、セーフティネット機能を高めることや、小規模多機能共生型事業、小規模作業所の経営改善に関する事業等を数ヶ所モデル的に実施する。

上記の各事業について、県社会福祉協議会の職員と協働で展開することにより、新しい住民ニーズに 대응できるとともに、市町村社会福祉協議会の経営の安定化の体制整備が図られることが期待できる。

その他・根拠法令等

改正介護保険法

障害者自立支援法案